

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名	イスラム金融に関する所要の税制措置				
税 目	所得税・法人税・登録免許税				
要 望 の 内 容	<p>イスラム金融に関する所要の税制措置を講じること。具体的には、特定目的信託が発行する社債的受益権（あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権。以下「社債的受益権」という。）について、以下の措置等を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海外投資家が受ける社債的受益権の配当（収益の分配）を非課税とすること。</li> <li>2. 特定目的信託に係る導管性要件について、国内 50%超募集要件、同族会社要件等の見直しを行うこと。</li> <li>3. 国内金融機関等が受ける社債的受益権の配当（収益の分配）について、源泉所得税を免除すること。</li> <li>4. 信託財産の買戻しに係る登録免許税を非課税とすること。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="874 936 1476 1032"> <tr> <td data-bbox="874 936 1219 1032">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 936 1476 1032">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立するために、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境を整備し、アジアの一大金融センターとしての「新金融立国」を目指す我が国の金融・資本市場の魅力を高める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>イスラム投資家は、宗教上の理由から金利の受領が禁止されているため、出資の形態をとるイスラム債にのみ投資可能である。</p> <p>主要国では、イスラム・マネーを呼び込むために、海外投資家が受けるイスラム債（出資）の配当を非課税とするなどの税制上の措置が講じられている。</p> <p>しかしながら、我が国では、海外投資家が受けるイスラム債（出資）の配当は課税されるため、イスラム・マネーを全く呼び込めていない状況である。</p> <p>我が国にイスラム・マネーを呼び込むためには、イスラム投資家が投資可能な出資に相当する社債的受益権の配当（収益の分配）について、海外投資家が受けるものを非課税とするなど、税制上の環境を整備することにより、我が国の金融・資本市場の魅力を高める必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（１）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		政策の達成目標	我が国の金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むための多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	我が国の金融・資本市場は、イスラム・マネーを全く呼び込めていない状況である。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	宗教上の理由から金利の受領が禁止されているイスラム投資家によって活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	宗教上の理由から金利の受領が禁止されているイスラム投資家によって活用されることが見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		要望の措置の妥当性	振替社債等の利子の課税の特例（租税特別措置法第5条の3）と平仄を合わせた措置であり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	振替社債等の利子の課税の特例（租税特別措置法第5条の3）は、平成22年度改正において新設された措置であるため、現時点では適用実績を把握できない。
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	振替社債等の利子の課税の特例（租税特別措置法第5条の3）は、平成22年度改正において新設された措置であるため、現時点では適用による効果を把握できない。
		前回要望時の達成目標	非居住者等の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	振替社債等の利子の課税の特例（租税特別措置法第5条の3）は、平成22年度改正において新設された措置であるため、現時点では達成度を把握できない。
	これまでの要望経緯	振替社債等の利子の課税の特例（租税特別措置法第5条の3）は、平成22年度改正において新設された。 イスラム金融に関する所要の税制措置については、今年度改正からの要望である。	